

後期高齢者医療制度



今年度の保険料額が決定しました。保険料額と7月期以降の期ごとの納付額は、7月中旬に被保険者（加入者）の皆さんにお届けする保険料額決定通知書で確認できます。

保険料は、被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \hline \text{(最高限度額 62 万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者均等割額} \\ \hline 56,085 \text{ 円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{総所得} \\ \hline \text{金額等} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline 33 \text{ 万円} \\ \hline \text{(基礎控除額)} \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割率} \\ \hline 10.83\% \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array}$$

●保険料の軽減等 今年度から大きく変更になります!!

■均等割額の軽減

世帯の所得に応じて均等割額（年額 56,085 円）が軽減されます。

【軽減になる人の基準】

同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額の合計額	軽減割合	軽減後の均等割額（年額）
33万円（基礎控除額）以下の人	8.5 割	8,412 円
33万円（基礎控除額）以下で、世帯の被保険者全員の年金収入が 80 万円以下で、ほかに所得がない人	8 割	11,217 円
33万円（基礎控除額）+ 28 万円 × 被保険者数以下の人	5 割	28,042 円
33万円（基礎控除額）+ 51 万円 × 被保険者数以下の人	2 割	44,868 円

■保険料の減免制度

災害等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、ご相談ください。

※後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は、制度加入後2年間に限り均等割額は5割軽減され、所得割額はかかりません。ただし、均等割の軽減割合（左表）の8.5割軽減、8割軽減に該当する人は、8.5割軽減、8割軽減が優先されます。

●8月から使用する新しい被保険者証を「特定記録」で郵送します

現在の被保険者証（うす緑色）の有効期限は、令和元年7月31日までとなっています。8月から使用する新しい被保険者証（うすむらさき色）は、7月中旬より「特定記録」で郵送します。「特定記録」郵便は直接手渡しではなく、ポストへの投函となります。

8月1日以降に受診されるときは、新しい被保険者証（うすむらさき色）を医療機関の窓口に提示してください。

●限度額適用・標準負担額減額認定証（認定証）は8月更新となります

現在、使用している後期高齢者医療の認定証の有効期限は7月31日までとなっています。認定証をすでに持っている人で平成31年度の町県民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい認定証を7月下旬にお届けします。認定証を持っていない人で新たに交付を希望する場合は、窓口での申請手続き*が必要になります。

※交付申請に必要なもの…印かん、被保険者証、その他（非課税証明書など収入額を証明するものや、入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。）

●限度額適用認定証も8月更新です

平成30年8月から負担割合3割の負担区分が、右表のとおり「現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲ」の3つに細分化されています。負担区分が現役並みⅠ・Ⅱに該当する人は、新たに限度額適用認定証の交付を受けることができます。

限度額適用認定証は入院等で窓口負担額が高額になる際、医療機関へ提示することで自己負担を限度額で抑えることができます。

すでに限度額適用認定証を持っている人で、引き続き交付要件を満たしている人には7月下旬にお届けします。新規の交付については、役場保険健康課での申請手続きが必要になります。

自己負担割合	負担区分	要件
3 割	現役並みⅢ	課税所得が 690 万円以上の被保険者
	現役並みⅡ	課税所得が 380 万円以上の被保険者
	現役並みⅠ	課税所得が 145 万円以上の被保険者

私立幼稚園就園奨励費補助金について

鞍手町では、幼児教育の普及・充実及び保護者の経済的負担軽減のため、子どもを幼稚園に就園させている保護者に、町民税額に応じて保育料等の一部を補助する「就園奨励費補助金」を交付しています。

● 次のすべての要件を満たす世帯が対象です

- ① 園児が私立幼稚園（町外の幼稚園を含み、子ども子育て支援制度へ移行した幼稚園を除く）に在園していること
- ② 園児が満3歳児以上で小学校就学前であること
- ③ 園児が鞍手町に居住し、住民登録をしていること

● 申請の際は次の書類を幼稚園に提出してください

- ① 保育料等減免措置に関する調書
- ② 添付書類 ※詳しくは、申請書と一緒に配布する「お知らせ」をご覧ください

● 補助金額

区分		補助限度額等 (年額)	生計同一の 兄弟がいない園児 (第1子)	区分1～3で生計同一の兄弟が1人以上いる園児、区分4・5で小学3年生までの兄弟が1人以上いる園児	
			補助限度額	園児順位	補助限度額
1	生活保護世帯		308,000 円	第2子以降	308,000 円
2	町民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等(※1)	308,000 円	第2子以降	308,000 円
		上記以外の世帯	272,000 円		
3	町民税所得割課税世帯 (所得割額：77,100 円以下)	ひとり親世帯等(※1)	272,000 円	第2子以降	308,000 円
		上記以外の世帯	187,200 円	第2子	247,000 円
4	町民税所得割課税世帯 (所得割額：211,200 円以下)		62,200 円	第3子以降	308,000 円
				第2子	185,000 円
5	上記区分以外の世帯		—	第3子以降	308,000 円
				第2子	154,000 円

※1：母子世帯、父子世帯、身体障害者・療育・精神障害者保健福祉のいずれかの手帳の交付を受けた人、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者のいずれかに該当する世帯。

幼児教育の無償化が令和元年 10 月からスタートします！

令和元年9月末で『私立幼稚園就園奨励費補助金』の制度がなくなり、10月以降は新たに『子育てのための施設等利用給付費』の制度が始まります。

これまでの制度では、保育料及び入園料の年間額について、所得階層ごとに補助限度額が設定されていましたが、10月からスタートする新制度では、月額 25,700 円までが無償化となります。

● 子育てのための施設等利用給付費対象者

上記『私立幼稚園就園奨励費補助金』と同じ

(算定イメージ)

入園料	入園料 (月額換算)	保育料	無償化対象	実質負担額
30,000 円	2,500 円	20,000 円	22,500 円	0 円
30,000 円	2,500 円	30,000 円	25,700 円	6,800 円

※入園料(月額換算)は、4月に入園した場合、その年度の年間在籍月数が12か月となるため、入園料を12で割った金額となります。

◎無償化の対象となるには、まずは、認定申請書の提出が必要となります。

申請の時期及び申請方法については、私立幼稚園就園奨励費補助金と同様に、現在通っている幼稚園を介してお知らせします。

● 問い合わせ 鞍手町教育委員会（教育課学校教育係） ☎ 0949-42-7202